

鎌ヶ谷市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌ヶ谷市道の道路管理者（以下「道路管理者」という。）が、鎌ヶ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年3月29日条例第12号）第32条により設置する交通安全施設のうち、鎌ヶ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第15号）第3条第4号の道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定め、もって道路の交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「カーブミラー」とは、道路の付属物として、道路法施行令第34条の3第1号の3に定められている「他の車両または歩行者を確認するための鏡」をいう。
- (2) 「公道」とは、鎌ヶ谷市道及び鎌ヶ谷市法定外公共物の管理に関する条例（平成15年12月19日条例第28号）第2条第1号の道路（以下「市道等」という。）、国道及び県道（以下「国・県道」という。）をいう。
- (3) 「私道」とは、当該敷地が私人の所有に属し、現に一般の交通の用に供されている道路をいう。

(設置基準)

第3条 カーブミラーの設置においては、見通しの悪い場所の道路状況、交通状況、周辺の道路状況等を、道路管理者が総合的に勘案して必要と認める場合、次条の規定により定める場所に設置できる。

- 2 カーブミラーの鏡面については、既存の角形のものを除き、丸型（φ600以上）を採用する。

(設置箇所)

第4条 カーブミラーの設置箇所は、公道上を原則とし、次の各号に該当する箇所に設置することが出来る。

- (1) 市道のカーブしている箇所
- (2) 市道と公道の交差する箇所
- (3) 両端が公道に接しており、自転車を含む車両（以下「車両等」と

いう。)の通過交通が多い私道と公道の交差する箇所

(4) その他特別な理由により、道路管理者が必要と判断する箇所

2 ただし、前項に定める設置箇所に該当する場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として設置しないこととする。

(1) 設置しても十分な視距が確保できない箇所

(2) 設置することで車両等の通行に支障が生じる恐れがある箇所

(3) 設置箇所が民地内しかなく、所有者の承諾が得られない箇所

(4) 鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱（平成9年3月28日告示第31号）第2条第1号の開発行為等（以下「開発行為等」という。）において、適切な設置箇所がない、あるいは開発行為等の事業者等が必要なしと判断した等の理由によりカーブミラーの設置を行わなかった箇所

(5) 道路管理者が、カーブミラーの設置について、第3条により不要とした箇所

（移設及び撤去）

第5条 移設及び撤去においては、次の各号のとおりとする。

(1) 一般住宅の建替え、開発行為等を原因として、カーブミラーの移設要望がある場合、移設先を市と協議の上、原因者において移設する。

(2) 道路環境の変化等により、道路管理者が移設の必要性が高いと判断した場合、移設するものとする。

(3) 道路環境の変化等により、道路管理者がカーブミラーの設置について、第3条により不要とした場合、撤去するものとする。

（費用負担）

第6条 費用負担については、次の各号のとおりとする。

(1) 第3条の規定に該当する場合は、予算の範囲内において道路管理者の負担で設置する。

(2) 第5条第1項第1号の規定に該当する場合は、原因者の負担において移設する。

(3) 第5条第1項第2号の規定に該当する場合は、予算の範囲内において道路管理者の負担で移設する。

(4) 第5条第1項第3号の規定に該当する場合は、予算の範囲内にお

いて道路管理者の負担で撤去する。

- (5) カーブミラーを故意又は過失により損傷又は滅失した者がいるときは、原因者の負担において復旧を行うものとする。

(維持管理)

第7条 維持管理については、次の各号のとおりとする。

- (1) カーブミラーを設置した場合は、管理番号を付し、道路管理者の管理であることを明示するための措置を講ずるものとする。併せて、管理台帳の作成を行うものとする。
- (2) カーブミラーを移設又は撤去した場合は、管理台帳の更新を行うものとする。
- (3) 個人所有のカーブミラーにおいて、現に公共の用に供され、道路管理者が管理することが合理的であると認められるものは、所有者の合意を得た上で、道路管理者が維持管理を行うことができる。

附則

(施行期日)

この基準の改定は、令和2年4月1日より施行する。

(道路反射鏡設置基準の廃止)

道路反射鏡設置基準（昭和54年4月1日）は、廃止する。